

令和2年5月1日

労災保険指定訪問看護事業者 各位

埼玉労働局労働基準部労災補償課長

「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について

平素より、労働行政の運営につきましては特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこのたび、令和2年3月5日付け厚生労働省告示第107号により、健康保険における訪問看護のレセプト様式が改正されたことに伴い、通達の別添様式が下記のとおり改正されましたので、ご連絡申し上げます。

記

#### 1 通達の一部改正

別添様式について、訪様式第9号及び訪様式第10号を別添のとおり改めます。

#### 2 施行期日について

本改正は、令和2年4月1日から適用します。

ただし、旧様式については、当分の間、必要な項目について修正の上使用することができます。